

改正

平成19年3月28日規則第8号

平成19年9月28日規則第31号

平成20年3月28日規則第15号

平成21年6月30日規則第68号

平成24年6月29日規則第20号

清須市遺児手当支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市遺児手当支給に関する条例（平成17年清須市条例第100号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規定の範囲)

第2条 条例第2条第1項第2号の規定で定める程度の障害の状態とは、別表に定める程度のいずれかに該当するものをいう。

(申請手続)

第3条 条例第5条第2項の規定による認定を受けようとする者は、次の書類を添えて遺児手当認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその者が監護し、又は養育する条例第3条に定める要件に該当する者（以下「遺児」という。）の戸籍謄本並びにそれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し（それらの者が日本の国籍を有しないときは、それらの者の属する世帯の全員の住民票の写し）
- (2) 遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校又は特別支援学校の中学部に在学するときは、在学証明書
- (3) 父又は母が遺児と同居しないで、これを監護しているときは、その事実を証明する書類
- (4) 養育者が遺児を養育しているときは、その事実を証明する書類
- (5) 遺児が条例第2条第1項各号に該当することを証明する書類等
- (6) 申請者の前年の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに当該申請者の扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）及び当該申請者の扶養親族等でない児童で当該申請者が前年の12月31日において生計を維持し

たものの有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書

(7) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める事項についての市町村長の証明書

ア 申請者に配偶者があるとき 当該配偶者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに老人扶養親族（所得税法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数

イ 申請者に条例第3条第2項第2号及び第3号に規定する扶養義務者があるとき 当該扶養義務者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに老人扶養親族の有無及び数

2 市長は、前項の規定にかかわらず、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等の添付を省略させることができる。

（認定通知書等の交付）

第4条 市長は、条例第5条の規定による認定の申請があった場合において、受給資格の認定をしたときは遺児手当認定通知書（第2号様式）を、受給資格がないと認めるときは遺児手当認定（却下）通知書（第2号様式）を当該申請者に交付する。

（遺児変動の届出）

第5条 遺児手当（以下「手当」という。）の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、条例第6条の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、遺児変動届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（所得状況の届出）

第6条 受給者は、8月1日から同月31日までの間に、前年の所得について、所得状況届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（額改定通知書の交付）

第7条 市長は、条例第6条の規定により手当額を改定したときは、遺児手当額改定通知書（第5号様式）を受給者に交付する。

（住所、氏名等の変更の届出）

第8条 条例第7条に定める届出は、遺児手当住所・氏名・支払金融機関変更届（第6号様式）により行うものとする。

（受給資格喪失の届出）

第9条 条例第8条第1項に定める届出は、遺児手当受給資格喪失届（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第2項に定める届出は、遺児手当受給資格喪失届（未支払手当請求書）（第7号様式）により行うものとする。

（受給資格喪失通知書の交付）

第10条 市長は、受給者について条例第3条に定める支給要件が消滅したときは、遺児手当受給資格喪失通知書（第8号様式）をその者に交付する。

（在学証明書の提出）

第11条 受給者は、手当の支給が行われている遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き学校教育法に規定する中学校又は特別支援学校の中学部に在学するに至ったときは、速やかに、在学証明書を市長に提出しなければならない。

（手当の停止）

第12条 市長は、条例第10条の規定により手当の支給を停止するときは、遺児手当支給停止（解除）通知書（第9号様式）により受給者に通知する。

（手当の返還）

第13条 市長は、条例第11条の規定により手当を返還させるときは、遺児手当返還決定通知書（第10号様式）により受給者に通知する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、遺児手当の支給について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町遺児手当支給に関する条例施行規則（昭和51年西枇杷島町規則第1号）又は新川町遺児手当支給に関する条例施行規則（昭和50年新川町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（春日町の編入に伴う経過措置）

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町遺児手当支給に関する条例施行規則（平成8年春日町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月28日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第15号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 清須市遺児手当支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年清須市条例第18号）附則第2項の規定により行われる準備行為については、改正後の清須市遺児手当支給に関する条例施行規則の規定による。

附 則（平成21年6月30日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第20号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 両上肢（し）の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢（し）のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢（し）のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢（し）の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢（し）を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、市長が定めるもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯（きょう）
正視力によって測定する。

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第9条関係）

第8号様式（第10条関係）

第9号様式（第12条関係）

第10号様式（第13条関係）